

障害厚生年金 その1



Q

障害厚生年金とはどんな年金なのですか？



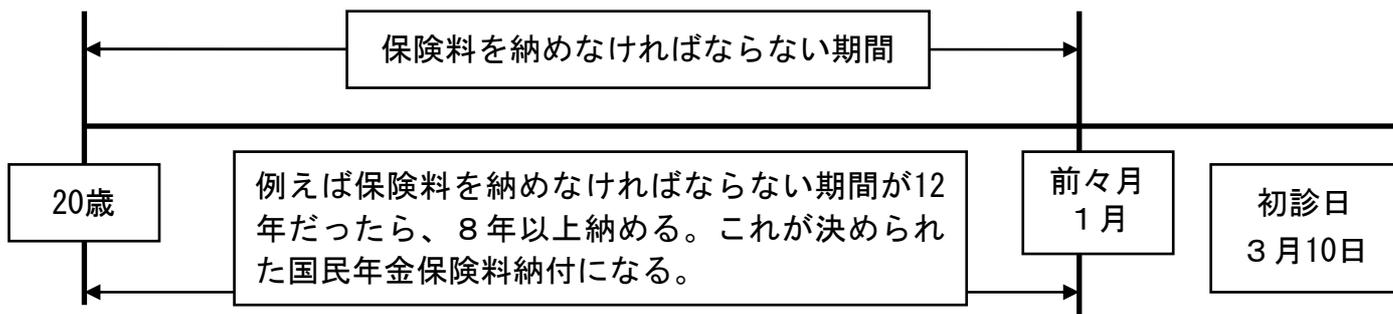
A

厚生年金に加入している間に、障害状態が1級～3級の障害状態になった場合に受給できる年金です。

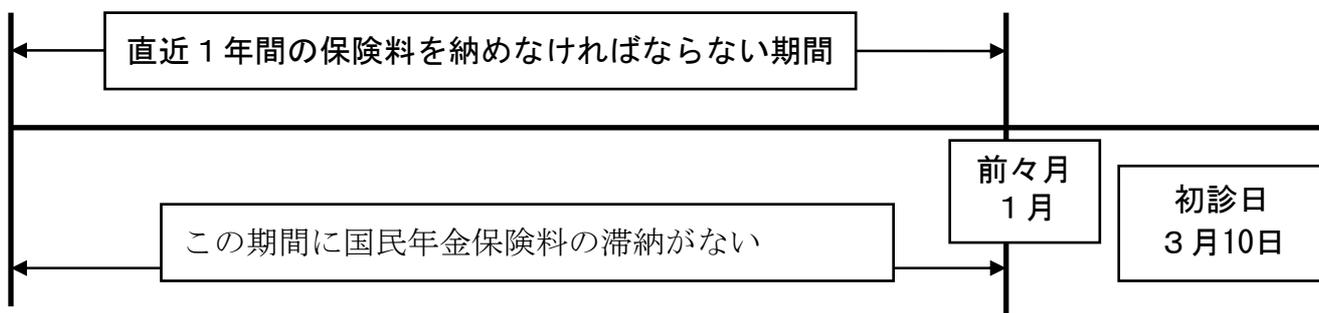
障害状態とは、病気・ケガになった状態が固定化したことを指します。つまり、病気・ケガになったが、その病気、ケガが直らない状態になったことです。

尚、障害厚生年金を受給できるには、障害基礎年金の保険料納付要件を満たしていることが必要です。2011年6月号の「障害基礎年金」で保険料納付要件を記しましたが、再掲します。

初診日の属する月の前々月までの国民年金の保険料を納めなければならない期間において、国民年金保険料納付済期間と保険料免除期間の合計期間が2/3以上あることをいいます。



もう一つの条件として、平成28年3月31日前に65歳未満で初診を受けた場合に、初診日の属する月の前々月までの直近1年間の保険料を納めていたこと。



障害厚生年金 その2



Q

障害厚生年金に障害状態によって受給種類があると聞きました。
どんな種類があるのですか？



A

- ・ 1級の障害状態になった場合の障害厚生年金
 - ・ 2級の障害状態になった場合の障害厚生年金
 - ・ 3級の障害状態になった場合の障害厚生年金
 - ・ 3級の障害状態よりやや軽い場合の障害手当金
- 以上の4種類があります。



Q

障害基礎年金と障害厚生年金の受給形態はどんな種類になるのですか？



A

障害基礎年金と障害厚生年金の障害状態による受給形態は下記の図のようになります。

1級障害	2級障害	3級障害
障害厚生年金 配偶者の加給年金額	障害厚生年金 配偶者の加給年金額	障害厚生年金 or 障害手当金
障害基礎年金 子の加算額	障害基礎年金 子の加算額	

● 配偶者の加給年金額

1級	2級				
227,000円					

● 子の加算額を含めた障害基礎年金額(単位:円)

子供の人数	1級	2級	子供の人数	1級	2級
0人	986,100	788,900	2人	1,031,500	834,300
1人	1,008,800	811,600	3人	1,107,100	909,900

障害厚生年金 その3



Q

1級の障害年金はどのくらいの金額を受給できるのでしょうか？



A

1級障害の場合の年金額は以下の通りです。

報酬比例部分の年金額×1.25倍

これは厚生年金加入期間中の給与によって決まります。

その他に、奥さん扶養手当として配偶者の加給年金。

障害基礎年金から障害基礎年金と子供さんの扶養手当として子の加算額を受給できます。

例えば、奥さんと18歳未満の子供が2人いると

- ・給与の金額によって決まる報酬比例部分の年金額×1.25倍
- ・配偶者加給年金額 227,000円
- ・子の加算額を含めた障害基礎年金額 1,031,500円
- ・合計金額は
報酬比例部分の年金額×1.25+227,000円+1,031,500円。

報酬比例部分の年金額×1.25

配偶者の加給年金額(227,000円)

障害基礎年金(788,900円)

子の加算額

子供2人まで 227,000円 3人目から 1人につき 75,600円

障害厚生年金 その4



Q

2級の障害年金はどのくらいの金額を受給できるのでしょうか？



A

1級と2級の違いは

報酬比例部分の年金額(1級は1.25倍)。

それ以外は1級と同じです。

例えば、奥さんと18歳未満の子供が2人いると

- ・ 給与の金額によって決まる報酬比例部分の年金額
- ・ 配偶者加給年金額 227,000円
- ・ 子の加算額を含めた障害基礎年金額 1,031,500円
- ・ 合計金額は

報酬比例部分の年金額+227,000円+1,031,500円。

報酬比例部分の年金額5

配偶者の加給年金額(227,000円)

障害基礎年金(788,900円)

子の加算額

子供2人まで 227,000円 3人目から 1人につき 75,600円



Q

3級の障害年金と障害手当金はどのくらいの金額を受給できるのでしょうか？



A

3級の障害厚生年金は

報酬比例部分の年金額のみです。但し、その金額が591,700円に満たない場合は591,700円になります。

障害手当金は報酬比例部分の年金額×2倍です。但し、その金額が1,153,800円に満たない場合は1,153,800円になります。

障害手当金は一時金です。年金ではありません。